

寄附金を支出された個人の皆様へ

社会福祉法人
佐川町社会福祉協議会

ご寄附をお寄せいただきまして誠にありがとうございます。地域福祉推進に活用させていただきます。いただきました個人の寄附につきましては、それぞれの寄附金控除が、次のように受けられます。

1 所得税（所得控除）

① 寄附をした個人は、確定申告により次の限度内での所得控除が受けられます。

（所得税法第78条第2項第3号該当）

寄附金額とその年分の所得金額の40%のいずれか低い方の金額 - 2,000円

※ただし、控除が受けられる寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の40%に相当する額が限度です。

2、県民税、町民税（税額控除）

法人に対する寄附金は、高知県の個人県民税及び佐川町の個人町民税の税額控除の対象となる寄附金として指定されています。寄附金税額控除の内容、手続き等については以下のとおりです。

支払った寄附金の10%の控除（県民税4%+町民税6%）が適用されます。

次の計算式により算出された金額が、個人県民税の税額から控除されます。ただし2,000円以下の寄附金及び年間の総所得金額等の30%以上については、控除されません。

（法人に対し支払った寄附金額-2,000円）×4%・・・県民税

（法人に対し支払った寄附金額-2,000円）×6%・・・町民税

※佐川町以外にお住まいの方は、町民税の控除が受けられない場合があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

3、控除を受けるためには、確定申告が必要です。

所得税（国税）の寄附金控除と住民税（個人町県民税）の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。

寄附を行った翌年の2月中旬から3月中旬までに最寄の税務署（役場税務課）で申告してください。

※申告に当たっては、法人に対し寄附金を支払ったことを証明するもの（法人が発行する『寄附金受領証明書』または、『領収書』など）が必要です。

